

令和3年第7回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和 3年 7月16日 (金)

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

中会議室

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 3年 6月23日		
2	招集の期日	令和 3年 7月16日		
3	会 期	令和 3年 7月16日から 令和 3年 7月16日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	4 名		
6	欠席委員氏名	な し		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	4 件	4 件	0 件	0 件
	計			
	4 件	4 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和3年教育委員会第6回定例会会議録の承認について
報告第1号	湧別地区義務教育学校開設準備委員会の設立について
報告第2号	教育財産の取得について
議案第1号	湧別町タブレット端末等貸与要綱の制定について

承認第1号

令和3年教育委員会第6回定例会会議録の承認について

記

署名委員 岩佐雅弘氏より報告

令和3年7月16日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

報告第1号

湧別地区義務教育学校開設準備委員会の設立について

湧別地区義務教育学校開設準備委員会の設立について、次のように報告する。

記

別紙のとおり

令和3年7月16日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

湧別地区義務教育学校開設準備委員会委員名簿

	氏名	所属	居住地	備考
1	秋山 康則	湧別小学校長	錦町	
2	杉山 英司	湧別中学校長	錦町	
3	若松 征一	湧別小教頭	錦町	
4	豊原 隆之	湧別中教頭	錦町	
5	平形 康浩	湧別小PTA会長	登栄床	
6	遠藤 賢治	湧別中PTA会長	栄町	
7	仁木 宏紀	湧別小PTA副会長	錦町	
8	佐藤 誠	湧別中PTA副会長	栄町	
9	内野 静香	港町自治会関係者	港町	自治会推薦
10	小幡 敏	曙町自治会関係者	曙町	〃
11	刈谷 栄一	緑町自治会関係者	緑町	〃
12	遠藤 道代	栄町自治会関係者	栄町	〃
13	三室新太郎	錦町自治会関係者	錦町	〃
14	村川 治彦	東自治会関係者	東	〃
15	原田 康	登栄床自治会関係者	登栄床	〃
16	菅井 慎也	川西自治会関係者	川西	〃
17	山崎 伸司	信部内自治会関係者	信部内	〃
18	石垣 誠一	学校運営協議会	港町	
19	工藤 健	学校運営協議会	登栄床	

報告第2号

教育財産の取得について

教育財産を取得するための契約を締結したので、次のとおり報告する。

記

1. 取得の目的 給食センター調理業務用
2. 取得の物件
ガス回転窯 日本調理機 DGK-60-JSH-D-A 1台
蒸気回転釜 日本調理機 SRB-300NR-D 3台
真空冷却機 三浦工業 CE-120QX 1台
3. 取得の方法 地方自治法第234条第2項に基づく指名競争入札
4. 取得金額 13,695,000円
5. 契約の相手方 紋別郡湧別町錦町181番地
土井産業株式会社
代表取締役 土井 昭 宏

令和3年7月16日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

議案第1号

湧別町タブレット端末等貸与要綱の制定について

湧別町タブレット端末等貸与要綱を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和3年7月16日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和2年度に国のGIGAスクール事業（公立学校情報通信機器整備費補助金）により整備したタブレット端末（iPad）を休校時など学校外での学習活動に活用するにあたり、貸与に関する手続きや機器の取扱いなど必要な事項を制定するものである。

湧別町タブレット端末等貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、湧別町財産の交換、貸与、無償貸付等に関する条例（平成21年条例第60号）第7条の規定に基づき、家庭におけるオンライン学習を支援するため、湧別町教育委員会が所管する小学校、中学校及び義務教育学校（以下「町立学校」という。）に通学する児童生徒（以下「児童等」という。）へのタブレット端末等（以下「機器」という。）の貸与に関し必要な事項を定め、家庭における児童等の学びの充実を図ることを目的とする。

(貸与機器)

第2条 貸与の対象とする機器は、タブレット端末及びその附属品とする。

(対象者)

第3条 機器を貸与する対象者は、町立学校に在籍する児童等の保護者とする。

(事務)

第4条 教育長は、児童等の在籍する町立学校を通じて、機器を貸与する。

2 教育長は、町立学校の学校長（以下「学校長」という。）に、町立学校における機器の貸与に関する事務を委任する。

(貸与期間)

第5条 機器の貸与期間は、児童等の在籍する町立学校を卒業する日までとする。

2 学校長は、前項の貸与期間のうち必要と認める期間において、児童等に機器の貸与を行うものとする。

(申請)

第6条 機器の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、湧別町タブレット端末等貸与申請書兼誓約書（様式第1号）を教育長に提出するものとする。

(決定)

第7条 教育長は前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは機器の貸与を決定するものとする。

2 教育長は、前項により貸与を決定したときは、湧別町タブレット端末等貸与決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(費用)

第8条 機器の貸与は無料とする。ただし、次に係る経費については申請者の負担とする。

- (1) 貸与機器の充電に係る経費
- (2) インターネット通信に係る経費
(貸与機器の取扱い)

第9条 機器の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、善良な注意をもって機器の管理をしなければならない。

2 児童等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 機器を他者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 機器を売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 機器を町立学校の学習活動以外に使用すること。
- (4) 機器を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- (5) 教育長及び学校長が別に定めるタブレットの使用に関するルールに反する行為を行うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、機器の貸与の目的に反すること。

(決定の取消し)

第10条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の決定を取り消し、機器を返却させることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 前条各項の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により貸与の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、貸与機器の管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 教育長は、前項の規定により貸与の決定を取り消したときは、湧別町タブレット端末等貸与決定取消通知書（様式第3号）により、借受者に通知するものとする。

(機器の返却)

第11条 借受者は、第5条により教育長が定める貸与期間終了日までに、貸与機器を返却しなければならない。

2 借受者は、前条による貸与の決定の取消しを受けた場合は、教育長が別途定めた日までに、機器を返却しなければならない。

3 借受者が、貸与機器を前項の返却日までに返却せず、教育長からの督促にも応じない場合は、保護者は貸与機器の価額を弁償する責任を負う。

(亡失又は損傷の届出)

第12条 借受者は、貸与機器を亡失したとき、又は機器が損傷したときは、直ちに貸与機器亡失・損傷届（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、亡失・損傷の理由が児童等の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の原状復旧に要する費用は、借受者が負担しなければならない。

（損害賠償）

第13条 借受者は、貸与機器の使用に当たり、児童等の責めに帰すべき理由により湧別町又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、機器の貸与に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

湧別町タブレット端末等貸与申請書兼誓約書

年 月 日

湧別町教育委員会教育長 様

湧別町タブレット端末等貸与要綱第6条の規定により、タブレット端末等の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

また、機器の利用に当たっては、裏面の「貸与に係る留意事項」を確認し、湧別町タブレット端末等貸与要綱を遵守します。

記

児童・生徒氏名	学校名	
	学 年	学年
	氏 名	
保護者名 (申請者)	住 所	湧別町
	氏 名	
	電話番号	

(裏面)

貸与に係る留意事項

1. 貸与機器の利用に当たり、以下の事項を禁止します。
 - (1) 機器を他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 機器を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 機器を町立学校の学習活動以外に使用すること。
 - (4) 機器を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) 教育委員会及び学校長が別に定めるタブレットの使用に関するルールに反する行為を行うこと。
 - (6) その他、機器の貸与の目的に反すること。
2. 機器の充電や貸与機器以外によるインターネット通信に係る経費は、ご家庭でご負担ください。
3. 貸与機器について、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、直ちに貸与機器亡失・損傷届（様式第4号）を教育委員会に提出してください。
4. 児童等の故意又は重大な過失により貸与機器の亡失や損傷を及ぼした場合は、修繕費等の原状復旧に要する費用を負担していただきます。
5. 貸与機器の使用に当たり、児童等の責めに帰すべき理由により湧別町又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。
6. 教育委員会において、貸与機器の通信記録や Web アクセスの履歴を調査・確認する場合があります。
7. 公序良俗に反すること、違法行為、極端に生活リズムを崩すような利用は控えてください。
8. その他、使用に当たっては、町立学校の指示に従ってください。

様式第2号（第7条関係）

湧別町タブレット端末等貸与決定通知書

年 月 日

様

湧別町教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のありましたタブレット端末等の貸与について、湧別町タブレット端末等貸与要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 利用を許可します。

児童・生徒氏名	
学 校 名	
貸与機器（管理番号）	
貸与期間	貸付決定日から 年3月31日まで

※利用に際しては、裏面の「貸与に係る留意事項」を遵守してください。

2. 申請を却下します。

（理 由）

(裏面)

貸与に係る留意事項

1. 貸与機器の利用に当たり、以下の事項を禁止します。
 - (1) 機器を他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 機器を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 機器を町立学校の学習活動以外に使用すること。
 - (4) 機器を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) 教育長及び学校長が別に定めるタブレットの使用に関するルールに反する行為を行うこと。
 - (6) その他、機器の貸与の目的に反すること。
2. 機器の充電や貸与機器以外によるインターネット通信に係る経費は、ご家庭でご負担ください。
3. 貸与機器について、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、直ちに貸与機器亡失・損傷届（様式第4号）を教育長に提出してください。
4. 児童等の故意又は重大な過失により貸与機器の亡失や損傷を及ぼした場合は、修繕費等の原状復旧に要する費用を負担していただきます。
5. 貸与機器の使用に当たり、児童等の責めに帰すべき理由により湧別町又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。
6. 教育委員会において、貸与機器の通信記録や Web アクセスの履歴を調査・確認する場合があります。
7. 公序良俗に反すること、違法行為、極端に生活リズムを崩すような利用は控えてください。
8. その他、使用に当たっては、町立学校の指示に従ってください。

様式第3号（第10条関係）

湧別町タブレット端末等貸与決定取消通知書

年 月 日

様

湧別町教育委員会教育長

年 月 日付で貸与の決定をしたタブレット端末等について、湧別町タブレット端末等貸与要綱第10条の規定により貸与の決定を取り消しましたので、通知します。

つきましては、下記の返却期限までに機器を返却してください。

記

児童・生徒氏名	
学 校 名	
貸与機器（管理番号）	
返却期限	年 月 日
取消の理由	

様式第4号（第12条関係）

貸与機器亡失・損傷届

年 月 日

湧別町教育委員会教育長 様

住 所
保護者 氏 名
電話番号

貸与を受けた機器を亡失・損傷したので、湧別町タブレット端末等貸与要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

亡失・損傷等の別	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> その他 ()
学校名・学年	
児童・生徒氏名	
貸与機器（管理番号）	
亡失（損傷）日時	年 月 日 時 分
亡失（損傷）の内容・程度	
亡失（損傷）の理由	